

大口町告示第128号

大口町オープンカウンタ試行要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和6年12月24日

大口町長 鈴木雅博

大口町オープンカウンタ試行要領の一部を改正する要領

大口町オープンカウンタ試行要領（平成26年大口町告示第28号）の一部を次のように改正する。

題名中「試行」を「実施」に改める。

第1条中「試行」を「実施」に改める。

第5条中「の試行実施」を削る。

第18条第7号中「番号」を「金額」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

大口町オープンカウンタ試行要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>大口町オープンカウンタ<u>実施</u>要領 (趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、本町の発注する物品購入について、大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号。以下「契約規則」という。）及び大口町電子入札実施要領（平成20年大口町告示第19号。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、オープンカウンタの<u>実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(電子入札サブシステムの利用)</p> <p>第5条 オープンカウンタは、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。</p> <p>(結果の公表)</p> <p>第18条 契約担当者は、契約の相手方を決定した場合は、電子入札システムにより次の各号に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 落札<u>金額</u></p>	<p>大口町オープンカウンタ<u>試行</u>要領 (趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、本町の発注する物品購入について、大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号。以下「契約規則」という。）及び大口町電子入札実施要領（平成20年大口町告示第19号。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、オープンカウンタの<u>試行</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(電子入札サブシステムの利用)</p> <p>第5条 オープンカウンタの<u>試行実施</u>は、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。</p> <p>(結果の公表)</p> <p>第18条 契約担当者は、契約の相手方を決定した場合は、電子入札システムにより次の各号に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 落札<u>番号</u></p>